

第4回定例会

(会期：令和元年11月29日～12月17日)

議決した案件

- 条例案…10件
- 予算案…6件
- 諮問…1件
- 同意案…18件
- その他…20件
- 委員会提出議案…2件
- 議長発議…3件
- (● 全会一致可決…55件 ● 賛成多数可決…5件)

Pick Up

主要農作物種子法(種子法)の廃止に対する 意見書を国と県に提出しました

平成30年3月末日で廃止された、日本の基幹作物である米、麦、大豆の種子の生産と普及を「国の役割」と定めた法律である「主要農作物種子法」に変わる新たな法の整備、条例の整備、施策の推進等を求める意見書を、国と県に提出しました。

1 主要農作物種子法(種子法)廃止の経緯

昭和27年に制定された、二度と国民を飢えさせないため、日本の基幹作物である米、麦、大豆の種子の生産と普及を「国の役割」と定めた法律である種子法が、平成30年3月末日で廃止されました。その理由は、次のようなものでした。

- ① 種子生産者の技術向上により、種子の品質は安定している。都道府県に一律に種子生産・供給を義務付ける必要性が低下している。
- ② 多様なニーズに対応するため民間の力を借りる必要がある。
- ③ 種子法があるために、都道府県と民間企業の競争条件は対等になっておらず、公的機関の開発品種がほとんどを占めている。

2 農業団体の懸念

種子法という根拠法の廃止によって、各地域の風土にあった品種の開発・保全・供給の継続困難、種

子の価格上昇、開発品種の絞り込みなどを懸念する声が高まりました。

3 意見書の提出

市の農業施策を所管する市民経済委員会で協議した結果、廃止された種子法に代わって、都道府県レベルで、独自の「種子条例」を制定する事例が増えていること、また、本市は、米の作付面積が県下最大で、西日本でも有数の稲作地帯を形成するほか、野菜、花き、果樹など気候や立地に応じて多彩な農業が展開されており、農業団体の懸念事項は、本市の農業生産者、地域産業従事者、そして消費者にとって、重要な問題であると判断し、国と県に、種子法に代わる新たな法の整備、条例の整備、施策の推進等を求める意見書を提出することとなり、本会議で採決の結果、議会として意見書を提出することが決定しました。

Select.1

〈議案第238号〉
**小学校の増改築事業請負契約を
 締結しました**

小学校増改築事業福富中・(仮称) 福富小学校校舎増築及び改修工事
 (建築)の請負契約を、締結しました。

◎主な内容

○工事の内容

増築工事

小学校棟・管理棟

改築工事

現在の中学校の校舎棟

○契約金額

4億4,000万円

○契約の相手方

楠本建設株式会社

○工期

議決のあった日の翌日から

令和3年1月29日

○文教厚生委員会での質疑

Q校舎活用の具体的なプランはどうなっているか。

A現在の中学校の校舎を最大限活用することを原則として、小中学校が一緒になることを意識した施設の配備としている。



Select.2

〈議案第239号〉
**東広島運動公園陸上競技場の
 改修工事費を増額します**

令和元年6月に東広島運動公園陸上競技場改修工事の請負契約を締結したところですが、請負金額を増額する必要が生じたため、変更契約を締結しました。

◎主な内容

○工事名

平成31年度公園管理事業
 東広島運動公園陸上競技場
 改修工事

○変更後の契約金額

4億421万7千円
 (1千756万7千円増額)

○契約の相手方

奥アンツーカー・樋口建設特
 定建設工事共同企業体

○変更の理由

当初計画において、一時
 撤去した円形側溝の再利用

を見込んでいたが、掘削し
 側溝の状態を確認したとこ
 ろ、著しい経年劣化により
 撤去時に破損が生じ、再利
 用が出来ないことから、新
 たな側溝の設置に変更した
 ことなどによるもの。



東広島運動公園陸上競技場 (改修前)

Select.3

〈議案第244号〉
**東広島市手数料条例を一部改正
 しました**

手数料条例の一部が改正され、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律の規定による一時金の支給を受けようとする者等を戸籍に関する無料証明の対象者に追加しました。

◎主な内容

○住民基本台帳法の一部改正により除票等の交付が同法に基づく事務として位置づけられたことに伴う規定の整備

○「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律」の規定による一時金の支給を受けようとする者等を戸籍に関する無料証明の対象者へ追加

◎用語解説

○旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する

一時金の支給等に関する法律

平成31年4月24日に成立した法律。

この前文では、旧優生保護法の下、多くの方々が、生殖を不能にする手術・放射線の照射を受けることを強いられ、心身に多大な苦痛を受けてきたことに対して、我々は、それぞれの立場において、真摯に反省し、心から深くおわびする旨が述べられている。

また、法に基づき、優生手術などを受けた方に一時金を支給することとなった。

Select.4

〈議案第248号〉
**冠嵯峪地区・助実地区の
 建築物が制限されます**

冠嵯峪地区の地区計画・助実地区の地区計画の区域内における建築物の敷地、構造及び用途に関する制限が定められました。

◎建築制限が定められた地域

志和町 冠嵯峪地区 (9.1 ha)



西条町助実地区 (13.9 ha)



Select.5

〈議案第250号〉

令和元年度一般会計補正予算
(第4号)を可決しました

令和元年度一般会計予算の総額に6億7,739万3千円を追加する補正予算案を可決しました。

◎主な内容

- 歳出
 - ・ 人事院勧告に基づく給与改定及び職員の実配置に伴う職員給与の増
【7,800万円】
 - ・ 住民基本台帳システムの更新など電算処理システム管理運営の増
【3億4,376万円】
 - ・ 放課後児童クラブの開設準備に係る補助金の増
【1,276万円】
 - ・ 八本松市民グラウンドの土地取得経費
【1億6,374万9千円】

歳入歳出予算総額

補正前	836億1,836万5千円
補正後	842億9,575万8千円

Select.6

欠席議員に対して懲罰を科しました

大谷忠幸議員が正当な理由なく長期に欠席したため、戒告の懲罰を科しました。

◎懲罰の内容

公開の議場における戒告

◎懲罰の理由

正当な理由なく令和元年11月29日から12月13日までの会議に欠席し、事件の審議、審査等に参加するという議員の主要な職責を果たしていないと認められるため。

◎委員会での討論

・ 反対討論

懲罰を科せば問題が解決するということではない。本来の意味で解決する努力をすべきである。

・ 賛成討論

◎戒告文

議員は市民の負託を受けて議会で議論する立場にあるのだから、欠席しているという事実をもって何らかのけじめはつけるべきである。

◎戒告文

議員大谷忠幸君は、令和元年第4回東広島市議会定例会に正当な理由なく11月29日から12月13日までの会議に欠席し、事件の審議、審査等に参加するという議員の主要な職責を果たしておらず、議員の職分に鑑み、まことに遺憾である。
よって地方自治法第135条第1項第1号の規定により戒告する。

本会議の討論

●大谷忠幸議員に対する懲罰の件

反対 宮川 誠子議員

この件は、大谷議員が正当な理由なく会議を欠席したので、議長が招状を発し、それでもなお出席しなかったので懲罰を行うという内容であるが、この「正当な理由」が本当でないのか、まず議論したい。大谷議員は、10月23日付けで、「議長を含めた3名の議員から、合理化特別措置法に関する決算

特別委員会での発言・質問を停止するよう促す行為、嫌がらせを受けたことで恐怖を感じ、この嫌がらせがなくなると判断するまで出席を自粛したい」という中身の事由書を提出した。この理由が「正当な理由には当たらない」と判断したのは議長であるが、本件を審査した総務委員会で、その判断の根拠を尋ねたところ、「事実でないから」との話があった。しかし、事由書で名前の挙がった

た3人の議員から聴取したところ、嫌がらせをする意図があるかないかは別として、事由書に記載されたような行為があったことは事実で、そのような状況を踏まえると、事実無根とはならないのではないかと考える。また、「怖いから出席したくない」ということを、うそであるといふふう判断した」とも、議長は述べたが、恐怖を感じていたのが事実か否かは、他人にはわからないことで、それを、「これはうそだ」と断定すること自体に根拠がないと言わねばならない。

人間には、いろんな人がいる。自分とは違うからといって、それを否定するというのは、少し横暴なのではないか。さらに、バランスの欠いた議会運営がされていることを懸念している。総務委員会での聴取において、名前の挙がった3人の議員から「憤りを感じる」、「名譽を棄損された」等の言葉が発せられていたが、そのような感情を持つ当事者が、議長においては懲罰の発議を判断し、あとの2人も懲罰を行うか否かの判断をするというのは、中立性、客観

議案の審査経過 表決が分かれた案件の表決結果

議案番号▶		大谷忠幸議員への懲罰	議案第238号	議案第241号	議案第250号	議案第251号
会派名	議員名					
創生会	片山 貴志	○	○	○	○	○
	岩崎 和仁	○	○	○	○	○
	坪井 浩一	○	○	○	○	○
	加藤 祥一	○	○	○	○	○
	鈴木 利宏	○	○	○	○	○
清新の会	貞岩 敬	○	○	○	○	○
	北林 光昭	○	○	○	○	○
	重森佳代子	○	○	○	○	○
	乗越 耕司	議	議	議	議	議
	池田 隆興	○	○	○	○	○
創志会	岡田 育三	○	○	○	○	○
	大道 博夫	○	○	○	○	○
	玉川 雅彦	○	○	○	○	○
公明党	坂元百合子	○	○	○	○	○
	加根 佳基	○	○	○	○	○
	竹川 秀明	○	○	○	○	○
令和会	鈴木 英士	○	○	○	○	○
	牛尾 容子	○	○	○	○	○
	田坂 武文	○	○	○	○	○
市民クラブ	景山 浩	○	○	○	○	○
	中川 修	○	○	○	○	○
	石原 賢治	○	○	○	○	○
政友会	重光 秋治	○	○	○	○	○
	山下 守	○	○	○	○	○
	牧尾 良二	○	○	○	○	○
日本共産党	谷 晴美	×	×	×	×	
真政倶楽部	宮川 誠子	×	○	○	○	
広友会	上田 廣	○	○	○	○	
街おこしをめざす会	大谷 忠幸	欠	欠	欠	欠	

※「議」は議長 ○は賛成「×」は反対「欠」は欠席

性を欠いた状況であると考ええる。
また、大谷議員に対して、懲罰を審議する総務委員会に出席し、弁明を行うことが出来るということを知らせる通知が、まだ届いていない状況で委員会としての結論を出すことになったことなども、議会運営にバランスを欠いていると考える。

議員の身分は市長と同じ特別職の公務員であり、会社でいえば経営者である。つまり、自らの責任で、どう行動するか決めている立場であるのに1日2日休んだからと目くじらをたてて招状を発するのは、冷静を欠いていると感じる。

私は、懲罰が妥当だと思っておられる議員は、もしかしたら市民から「こういう状況をいつまで放置するのか」「議会は何かをしているのか」などと批判されることを恐れているのではないかと思えて仕方がない。

しかしながら、そういう、みずから攻撃されるのが怖いから、攻撃するというような、恐

怖に基づいた物事の判断が、不寛容社会をつくっている要因ではないか。

私は、今の日本の社会が非常に不寛容な社会になっていると感じており、その空気が、このような懲罰という件を審議しなければならぬ状況に至っているのではないかと危惧している。冷静になって判断すべきだと考え、反対する。

賛成 池田 隆興議員

委員会では、大谷議員が作成した議会への立ち入り自粛に関する事由書に名前のあった3名の議員から参考人として事実関係などを聞き、私は欠席する理由には当たらないと判断している。

また、大谷議員は、本件の委員会審査を欠席したため、本人から事情を聞くことができなかった。そのことは本当に残念である。なお、委員会審査の際他の委員から、本人が欠席していることで、結論を今出すべきで

はないという意見もあった。しかし、議員は、市民の代表として議会に出て意見を述べ、市政に反映することが使命である。本件についても、議会に出て、自分の意見を述べることは幾らでもできるわけである。それを、欠席し、皆さんに迷惑かける。本当に寂しい、情けないと思っている。

ただ、このまま大谷議員に懲罰を科するという結果になったとしても、大谷議員が議会に出て、意見を述べ、皆と議論を戦わすということが、必要であろうと思っている。大谷議員に対して、議員として職責を全うし、市民の負託に応えていただくというためにも、今後、会議に出席することを強く求めている。理由はどうあれ、無断で議会に出てこないということは、議員としてあってはならない行為だと思っている。

反対 谷 晴美議員

このような事態となったこと

は遺憾である。ただ、議会は発言の自由を発揮することが求められている。大谷議員の事由書にある名前のあがった3名のうち、特に議長経験のある2名はこの発言の自由を保障するという大事な役割を担ってこられたはず。

しかし、事由書の文面からはこれを読み取れない。また、名前のあがった3名には弁明の機会が設けられたが、大谷議員は出席しなかった。招状を発送された後、出席できないという旨の書面も届けられている。懲罰を科するという対応ではなく、大谷議員を含めた当事者4名で話し合いの機会を設ける意見が出なかったのかと、大変案じる。慎重に対応すべきだと判断し反対する。

賛成 景山 浩議員

まず、今回の大谷議員の欠席は本当に残念であり、懲罰を科すことで終わりではなく、今後の会議には必ず出ていただきた

いと強く願っている。我々議員は、市民の負託を受けているという重たい責任を負っており、常に市民から視線が向けられている。議員として議会の会議に出席し、市のさまざまな事業に対し審査、審議していくこと、この職責を果たさなければ市民との約束は果たせないと思っている。大谷議員の言い分もあるかもしれないが、戒告の懲罰を科すことはやむを得ないと考えている。

●議案第238号(福富中(仮称)福富小学校校舎増築及び改修工事(建築)の請負契約の締結)

反対 谷 晴美議員

教育委員会は小学校・中学校接続教育を進める立場で話してきたはずであるが、実際の設計画には、小学校5年生、6年生が中学生と同じ階で過ごす、実質小中一貫校ともいえるべき内容である。計9年間という長期的なスパンを要する特別的教育となり、当然、指導者のしわ寄せ

せがいくと予想されるため反対する。

賛成 北林 光昭議員

本件については、小学校部分と中学校部分の連続性に配慮された施設配置がなされた設計と聞いており、早期の完成を目指す意味からも賛成する。

●議案第241号(特別職の職員等の給与、旅費等に関する条例の一部改正)

反対 谷 晴美議員

人事院勧告は、一般職のポーンズの引き上げについて勧告したもので、特別職の期末手当を引き上げる根拠とならない。また、市民の暮らしが大変な中で特別職の期末手当の引き上げは認められない。消費税率が10%に引き上げられ、アベノミクスによる景気回復の実感はなく、日本経済の先行きに不安を感じることが多く、特別職の期末手当引き上げは認められない。

●議案第250号(令和元年度一般会計補正予算(第4号))

反対 谷 晴美議員

待機児童の多い川上小学校区でのいきいきこどもクラブの民間経営の立ち上げのために民間施設を改修する費用が補正予算案に盛り込まれている。保育料に関して法人経営であれば一定の理解のもと、措置してもらえらるが、民間となれば人件費が含まれるため、当然高くなること予想される。保護者の収入で入所できる、できないが決まることは問題があり、福祉の増進とは言えない。

賛成 景山 浩議員

今回の補正予算は市の事業にとって必要なものであり、特に農業用施設災害復旧工事は、債務負担行為限度額の変更をすることで来年4月1日からのスムーズな工事の着手にかかることができるため、賛成する。

●議案第251号(国民健康保険特別会計補正予算(第3号))

反対 谷 晴美議員

広島県は無医地区が北海道に次いで多く、医師、看護師の確保策として、国へ自治医科大学の強化、返済の要らない給付金奨学金制度の充実を求め、若者に希望の持てる独自の支援策を講じるべき。また、不採算となっている診療所の経営の立て直しこそ、目指すべきだと考え、反対する。

賛成 北林 光昭議員

今回の補正は、長年国保診療所として使われていた施設を原状復帰し、地域センターとして使うための改修工事に係る費用であり、地域の方のための施設整備の一助となることから、早急に整備する必要があり、賛成する。

委員会審査概要

総務委員会

●議案第220号（広島県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び広島県市町総合事務組合規約の変更に関する協議）

Q 参加する団体数が減少することによる本市への影響はあるのか。

A 市町ごとに負担金納付額と退職手当支給額との均衡をとるように運営されているので、本市に係る影響は特にない。

●議案第240号（職員の給与に関する条例の一部改正）

Q 給料及びボーナスについて、平均上昇額と平均支給額はいくらか。

A 給料の平均上昇額は387円で、平均支給月額額は32万5,697円である。また、ボーナスの平均上昇額は1万9,000円で、平均支給年額は156万8,000円である。

●議案第250号（令和元年度一般会計補正予算（第4号））

Q 緊急告知ラジオは何台購入するのか、また、無償配布対象者の基準はどうなっているのか。

A 2,000台を購入予定で、無償配布対象者は75歳以上のみの世帯と避難行動要支援者等となっている。



文教厚生委員会

●議案第251号（令和元年度国民健康保険特別会計補正予算（第3号））

Q 診療施設管理運営事務に係る補正の詳細は何か。

A 国民健康保険小田診療所の廃止に伴い、施設の原状復旧に伴う修繕、内部の医療機器、医薬材料の処分の経費について計上している。

●議案第252号（令和元年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号））

Q マイナンバーカードの取得利活用を奨励するための補正だが、充当される財源があるのか。

A 支出金として、国・県から交付金が充当される。

●議案第253号（令和元年度介護保険特別会計補正予算（第3号））

Q 地域包括支援センターの客員スタッフに係る経費を減額する補正としているが、人員は充足しているということか。

A 減額は客員スタッフを確保できなかったことによるものであり、地域包括支援センターを強化していくためには、人員はまだ必要である。

市民経済委員会

●議案第221号～第227号、第229号～第234号（地域集会所・地域研修センターの地元譲渡）

Q 集会施設の地元への無償譲渡は、当初予定から見てどの程度進んでいるのか。

A 82施設が対象であるが、11月1日現在で、31施設が譲渡または廃止済である。



地元へ譲渡される地域集会所（国近会館）

●議案第24号（手数料条例の一部改正）

Q 旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律の規定による一時金の支給を受けようとする者等を戸籍に関する無料証明の対象者に追加するという内容であるが旧優生保護法の対象者は、市内に何人程度いるのか。

A 旧優生保護法の対象者は、広島県によると県内で450名程度とのことである。本市内の対象者数については把握できていない。



建設委員会

●議案第239号（請負契約の変更（東広島運動公園陸上競技場改修工事））

Q 10月から消費税率が変更となつていますが、当該契約の変更に影響はあるのか。

A 契約当初から消費税は10%で契約を行っているため、影響はない。

●議案第248号（地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正）

Q 助実地区地区計画は開発面積の大部分が水田であり、雨水調整機能が失われることが想定されるが、防災対策はどのようになっているのか。

A 開発事業者との事前協議では、開発区域内に地下式の調整池を導入する予定となつており、河川への放流量は

開発基準にのっとり算定されていることから、防災対策は取れていると考えている。

●議案第255号（令和元年度下水道事業会計補正予算（第2号））

Q 資本的支出の管渠建設事業費に関する補正について、給料は減額となつていますが時間外勤務手当が増額となっている理由は何か。

A 給料については、職員の実配置に基づき、直近までの実績により減額するものである。時間外勤務手当については、災害復旧に関する事務を行うに当たり、職員一人当たりの事業量が多くなつており、やむを得ず時間外で対応している。